

政府電子調達システムの利便性向上に関する実態調査

○ 調査の目的

政府電子調達システム（注1）について、事業者が応札するか否かを検討する際に必要な資料の一部がダウンロードできないとの情報を得た。

コロナ禍等の現況を考慮し、可能な限り手続の電子化が求められることに鑑み、資料のダウンロードの状況を明らかにすることとした。

具体的には、入札説明書及び仕様書（以下「資料」という。）が入手できるかどうかについて調査した。

○ 調査結果のポイント

各府省で共通的に調達が行われるような物品・役務について、一定の条件（注2）の下に、資料のダウンロードの可否を調査した。

また、政府電子調達システムからはダウンロードができないが、資料の参照先として各府省のホームページが示されている場合には、当該参照先におけるダウンロードの可否についても把握した。概要は以下のとおり。

- 今回調査した95件のうち、資料のダウンロードができなかったものは31件（32.6%）であった。検索キーワード別にみると、「調査研究」では19件中4件、「印刷、刷成」では18件中4件でダウンロードができないなど、各キーワードによる検索案件において、それぞれ一定程度ダウンロードできないものがみられた。

同種の調達内容でも、資料のダウンロードができるものがある一方で、担当窓口に出向き資料の交付を受ける必要があるとするものもみられた。

- ダウンロードできない案件は、本省庁（内部部局）で全42件中5件（11.9%）、地方機関等（注3）で全53件中26件（49.1%）と地方機関等の方がその割合が高かった。
- ダウンロードをできるようにしていない理由としては、「これまでの取扱いに倣っているため」とするものが最も多かった（31件中20件）。
また、「その他」の理由として、政府電子調達システム上に各府省ホームページの参照先を記載していることを挙げているものがみられたが、当該ホームページにおいても資料が入手できない例もあった。



各府省は、調達情報を一元的に取り扱う各府省共通の資源である政府電子調達システムで入札手続の完結が図られるよう、同システム上での資料の提供状況について定期的に点検し、同システムを積極的に活用して、できる限り関係情報の電子的な提供を進めることが必要

(注) 1 政府電子調達システムとは、政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る情報の提供や、入札・契約の一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行える府省共通の情報システムであり、平成26年3月から運用が開始されている。

2 政府電子調達システムにおいて、公開開始日が令和2年7月1日から15日の調達案件のうち、各府省に共通して発生する物品・役務をキーワードとして検索したものを調査した。検索キーワードは 以下のとおり。

(検索キーワード)

物品関係：消耗品、ペン、事務用品、用紙、物品、椅子、什器^{じゅう}、備品、図書、要覧、六法
 役務関係：調査研究、印刷、刷成、健康診断、消防設備（点検）、消防用設備（点検）

ダウンロードの状況等を確認した期間は、令和2年7月22日から31日である。

3 地方機関等には、研究所や研修機関（施設等機関）を含む。

【参考：政府電子調達システムの画面（例）】

(注) 枠線は、当省が付した。

調 査 の 結 果

1 行政手続の電子化における方針

政府電子調達システムは、政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」(注)に係る情報の提供や、入札・契約といった一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行うことができる府省共通のシステムであり、平成 26 年 3 月から本格運用が行われている。

平成 28 年に施行された官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）では、行政手続に係るオンライン利用の原則化と民間事業者等のオンライン利用の促進が規定され（同法第 10 条第 1 項及び第 2 項）、同法に基づき策定された「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定。以下「IT 戦略」という。）等により、政府電子調達システムの利便性の向上を含むデジタル・ガバメントの推進が図られてきた。

(注) 「一部の公共事業」とは、物品・役務の調達業務手順で実施可能なものであり、発注者が工事実績、総合評価の技術評価点による審査等を行う本格的な公共事業は除く。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応として、社会経済活動が大きく変容し、働き方や生活様式の転換が迫られていることを踏まえ、対面の接触機会を減らし、利便性を向上させるためのデジタル・ガバメントの取組が進められている。

具体的には、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定。IT 戦略の改定版。以下「IT 新戦略」という。）において、

- i) デジタル 3 原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）の徹底、
- ii) 全ての行政手続を対象として、デジタル化の前倒しなどを早急に検討すること等が掲げられている（表 1）。

表 1 IT 新戦略（令和 2 年 7 月）における行政のデジタル化に関する規定

第 1 部 世界最先端デジタル国家創造宣言
I. 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強 ^{じん} 靱化社会の実現
7 社会基盤の整備
(1) デジタル・ガバメント
① 行政のデジタル化の徹底
<u>書面や対面といった、デジタルによる完結を阻む要件は、感染症の感染拡大の防止の妨げとなるだけでなく、今後の経済の回復局面、さらにはデジタル化による社会変革を進める際の官民双方の生産性向上の妨げにもつながりかねない。</u>
こうした点を踏まえ、各府省は、デジタル手続法及びデジタル・ガバメント実行計画により明確となった「デジタル 3 原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）」の徹底を図るとともに、全ての行政手続を対象として、デジタル化の前倒しなどを早急に検討する。

(注) 下線は当省が付した。

2 調査結果

今回、政府電子調達システムにおいて、公開開始日が令和2年7月1日から15日の調達案件のうち、各府省に共通して発生する物品・役務をキーワードとして検索（注）した95件について、入札説明書及び仕様書（以下「資料」という。）のダウンロードの可否等を調査したところ、以下のような状況であった。

（注） 検索キーワードは以下のとおり。

物品関係：消耗品、ペン、事務用品、用紙、物品、椅子、什器、備品、図書、要覧、六法

役務関係：調査研究、印刷、刷成、健康診断、消防設備（点検）、消防用設備（点検）

また、ダウンロードの状況等を確認した期間は、令和2年7月22日から31日である。

(1) 全体概要、キーワード別の状況等

調査した95件のうち、政府電子調達システム上で資料のダウンロードができなかったのは31件（32.6%）だった。（注）

検索キーワード別にみると、

i) 物品関係では、「消耗品、ペン、事務用品、用紙」で16件中2件、

「物品」で11件中8件、

ii) 役務関係では、「調査研究」で19件中4件、

「印刷、刷成」で18件中4件

など、各キーワードの調達案件において、それぞれ一定程度ダウンロードできないものがみられた（表2）。

（注） 一部ダウンロード可能（仕様書はダウンロードできるが、入札説明書はダウンロードできない。）なものを含む。

表2 検索キーワード別の資料のダウンロードの可否

（単位：件、%）

キーワード		調査件数	ダウンロードできない案件の数（割合）
物 品	消耗品、ペン、事務用品、用紙	16	2（12.5）
	物品	11	8（72.7）
	椅子、什器、備品	6	4（66.7）
	図書、要覧、六法	6	1（16.7）
役 務	調査研究	19	4（21.1）
	印刷、刷成	18	4（22.2）
	健康診断	10	5（50.0）
	消防設備（点検）、消防用設備（点検）	9	3（33.3）
計		95	31（32.6）

（注）1 当省の調査結果による。

2 「割合」は調査件数に対する割合である。

ダウンロードできない調達案件は、

- i) 調達機関別にみると、本省庁（内部部局）で全 42 件中 5 件（11.9%）、地方機関等で全 53 件中 26 件（49.1%）と、地方機関等における割合が高かった。
- ii) 予定価格の価格帯別でみると、100 万円未満で 12 件中 4 件（33.3%）、100 万円以上 500 万円未満で 29 件中 13 件（44.8%）、500 万円以上 1,500 万円未満で 20 件中 6 件（30.0%）、1,500 万円以上で 10 件中 2 件（20.0%）だった（注 1）。

なお、資料のダウンロードができない調達案件がみられた府省の中には、調査の途上において、政府電子調達システム上の全ての案件について資料をダウンロードできるよう措置したとするとところもあった。

一方、政府電子調達システム上でダウンロードが可能なものの中にも、ファイルを開封するためにパスワードを必要とするものがみられた。その理由について、当該機関は、「随時交付業者を把握するため、電話連絡を受けてパスワードを提供している」と説明しているが、政府電子調達システムでは、資料をダウンロードした事業者の連絡先等の把握が可能となっている（注 2）。

（注）1 予定価格の価格帯による分析は、調達方式が最低価格落札方式、総合評価落札方式等のもののうち、調査時点で当該価格が把握可能であった 71 件の状況である。

2 調達機関は、政府電子調達システムにおける調達実施等の登録時に作成又は添付した公告公示対象資料のダウンロードの状況を確認することができる。

(2) 資料のダウンロードができるようにしていない理由等

資料のダウンロードができるようにしていない理由としては、「これまでの取扱いに倣っているため」とするものが最も多かった（表 3）。

また、「その他」の理由としては、i) 政府電子調達システム上に省ホームページのリンク先を記載しているため、ii) 資料を掲載する際の操作上のミス、iii) 仕様変更の対応等のため資料の配布事業者を把握しておく必要があるため等が挙げられている。

表 3 資料のダウンロードができるようにしていない理由（複数回答）

（単位：件、%）

理 由	件数(割合)
① これまでの取扱いに倣っているため	20 (64.5)
② 容量が大きいため	6 (19.4)
③ 厳格な本人確認が必要であるため	2 (6.5)
④ その他	17 (54.8)

（注）1 当省の調査結果による。

2 「割合」はダウンロードできなかった件数（31 件）に対する割合である。

3 ③を選択した機関は、その理由として「仕様書を配布する際に相手先の連絡先や業種等の情報を得ることで、今後の調達の参考等にすること」を挙げている。

政府電子調達システムに掲載できる資料の容量は、1 ファイルにつき 3MB が上限サイズで、添付できるファイル数は 90 件、添付できるファイルの合計の容量は 50MB となっている。

また、「その他」の理由の一つである「仕様変更の対応等のため資料の配布事業者を把握しておく必要がある」という点については、政府電子調達システムでは、利用者情報入力後の利用者情報確認画面において、「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」との記載とともに、チェックボックスにチェック（✓）が自動的に入力されるような仕様とされている（図 1）。入札公告によっては、当該チェックを付すよう入札者に注意喚起が行われている例もみられる（表 4）。

図 1 政府電子調達システムの利用者情報確認画面

表 4 入札公告の例

<p><北陸地方整備局（信濃川河川事務所）の入札公告の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●信濃川河川事務所外 15 箇所消防設備及び防火設備点検作業 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> (3) 入札者に要求される事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 電子調達システムから入札説明書の交付を受ける場合、<u>必要事項を正確に入力するとともに、「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」と記載されている箇所のチェックボックスに、必ずチェックを付けなければならない。</u>

(注) 下線は当省が付した。

(3) 他の手段によるダウンロードの可否等

政府電子調達システム上でダウンロードができるようにしていない31件について、各府省のホームページにおけるダウンロードの状況等を見ると、以下のような状況がみられた。

ア 政府電子調達システム上に各府省のホームページの参照先が記載されているものが23件あり、当該ページにおいて資料の全部又は一部のダウンロードを可能としている例もある（注）。

しかし、この中には、「〇〇局のホームページ参照」、「公示第〇〇号のとおり」などの記載のみとなっているものや、リンク先のURLが組織のトップページとなっているものなど、資料が容易に入手できず、最低でも4回クリックしないと資料にたどり着けないようなものもみられた。

（注）23件のうち、各府省のホームページで全部の資料がダウンロードできるものは11件、全部又は一部の資料がダウンロードできないものは12件である。

イ 政府電子調達システム上でも各府省のホームページ上でもダウンロードできない資料があるものが20件あった。これらの調達案件には、資料の入手について、依頼があればメール、郵送又はファックスでの送付が可能としているもの（18件）がある一方で、担当窓口での手交のみとしているもの（2件）もある。

また、調達内容が同種である案件について、各府省、各調達機関の取扱いの違いを把握したところ、政府電子調達システム上で容易にダウンロードできる機関がある一方で、担当窓口に出向き資料の交付を受ける必要がある機関もあり、調達機関によって取扱いが異なる状況がみられた（表5）。

表5 同種の調達内容で取扱いが異なる例

- | |
|--|
| <p>○ 宿舎の消防用設備（点検）について、政府電子調達システム上で資料のダウンロードが可能な機関がある一方で、以下のような理由により担当窓口で交付を受ける必要があるとするものがあった。</p> <p>i) 資料の「容量が大きい」及び「これまでの取扱いに倣っている」として政府電子調達システム上においてダウンロードできるようにしておらず、また、「仕様書に各宿舎の消防設備情報が記載されており広く公表することになじまない」として府省のホームページにおいてもダウンロードできるようにしておらず、担当窓口での交付としている。</p> <p>ii) 公告において担当窓口で交付すると明記していることを理由に、入札説明書、仕様書ともに窓口での交付としている。</p> |
|--|

（注） 当省の調査結果による。

3 まとめ

政府電子調達システムについては、既にオンライン化された手続として位置付けられているが、デジタルファーストの観点から個々の調達案件をみると、資料のダウンロードができないものに加え、僅かではあるが、資料の交付のため担当窓口への来訪を求めているものも依然として存在する。

また、政府電子調達システム上では各府省のホームページの参照先を記載し、当該参照先にアクセスすることによって資料のダウンロードが可能とする調達案件もあるが、参照先として記載されているページから必要な資料に容易にアクセスできない案件等もみられる。

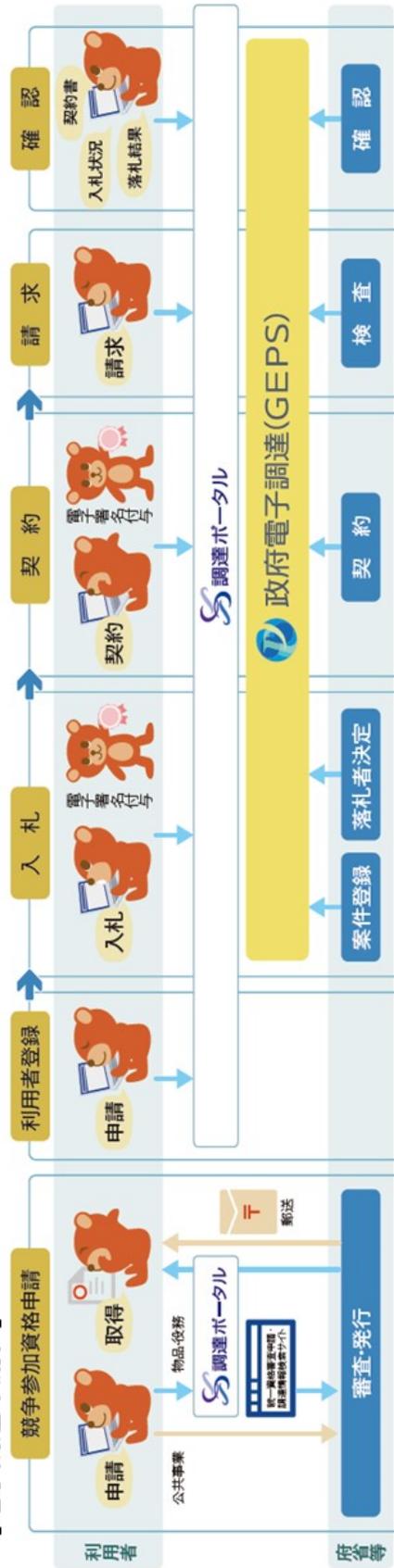
このような状況を踏まえ、各府省は、コロナ禍の経験を踏まえつつ、利用者の利便性の更なる向上のため、調達情報を一元的に取り扱う各府省共通の資源である政府電子調達システムで、入札手続の完結が図られるよう、同システム上での資料の提供状況について定期的に点検し、同システムを積極的に活用して、できる限り関係情報の電子的な提供を進めることが必要である。

政府電子調達情報システムの概要

「政府電子調達情報システム」とは、政府が行う共通システムで調達ポータル(電子調達窓口)、調達総合情報システム(入札資格情報)、電子調達システム(入札・契約)の3つからなる。このうち入札・契約においては、「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る情報の提供や一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行える府省共通^{※1}の情報システム^{※2}である。

- ※1 利用機関：国の行政機関等の24機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金商庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所）
- ※2 各府省庁の電子入札システムを統一し、電子契約システムも導入して平成26年3月から運用を開始

【電子調達の流れ】



【電子入札・契約のメリット】

印紙税が不要

電子手続だと印紙税
法の課税物件が存在
しないため、印紙税
納付が不要

移動・郵送費の削減

・書類の発送が不要
・遠方や同時に複数の調達案
件に参加することが可能

印鑑が不要

電子証明があれば一連の
手続きの担保をシステム
側で行うため、印鑑手続
が不要(法令で義務のあ
る場合を除く)

24時間365日利用可

インターネット環境があ
れば、いつでもどこでも
利用可能

書類保管費の削減

書類保管のためのバイン
ダーや書棚が不要

(注) 総務省情報流通行政局の資料による。